

越監告示第23号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和7年12月16日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中希世子

同 吉田啓三

記

1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施

2 監査の種類 財政援助団体等監査

3 監査の対象 ①監査執行団体・執行期間
自治振興会（補助金等）

・坂口地区うららの町づくり振興会	10月1日
・しらやま振興会	10月1日
・南地区自治振興会	10月2日
・味真野自治振興会	10月3日

②監査対象

令和5年度及び6年度中に財政的援助を与えた事務事業

4 監査の着眼点

本市が交付した補助金等に係る出納その他の事務及び事業に関する所管課の事務が、関係法令等にのっとり適正かつ効率的に行われているかという観点から監査を実施した。

なお、今年度は、①協定書や関係法令等の遵守 ②内部管理体制（出納関係処理の整備・保管状況、チェック体制等）③所管課による管理監督や履行確認、審査等の実施④備品等の管理⑤自主事業（指定管理）及び自主事業に関する手続きを監査の重点項目とした。

5 監査の実施内容

監査対象の団体に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員からの事情聴取及び実査により監査を実施した。

6 監査の結果

今回監査を実施した結果、おおむね適正に執行されていると認められるが、次の指摘事項2点については、速やかに是正措置をとられたい。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し、措置状況の報告を求めた。

区分	指摘事項
団体名	自治振興会（所管課：市民協働課）
表題	現金等の管理について

自治振興会が徴収するコピー代の管理について、次のような事案が見受けられた。①使用簿の記載はしているものの、出納簿としての機能を持つものはなかった。②締め作業を数か月に1度、金融機関への入金を1年に1回しか行っていないため、使用簿の金額と残高が一致しないことが常態化していた。③過年度のコピー代収入を決算処理せず、現在も金庫内で保管していた。

また、現金を保管する金庫について、金庫とその鍵が施錠されない同じキャビネットに保管されており、かつ上席者による定期的な残高確認を行っておらず、紛失や盗難のリスクが非常に高い事案が見受けられた。

当該事案については、過去にも指導しているが改善されていない自治振興会が見受けられたことから、模範となる自治振興会を参考にする等、適切な指導を行うよう改めて指摘する。

区分	指摘事項
団体名	自治振興会（所管課：市民協働課）
表題	会計事務について

自治振興会で事務用品を購入する際に個人的な購買を同時に行い、自治振興会で立て替えた後、代金をコピー代の使用簿に記載し、一緒に現金管理をしていた。

収入としては同じ雑収入になるため、この方法をとっているとのことであったが、そもそも市からの交付金（公金）や地区民からの負担金（公金に準ずる）を原資とする自治振興会の会計と私費を混同させることは避けるべきである。

透明性のある自治振興会会計となるよう、所管課として基本的な事項の指導を行われたい。